平成３０年（フ）第２５１号
さいたま市中央区上峰４丁目14番18号　ＲＡＦＦＩＮＡＴＯ102号室
債務者　峰　　拓也
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２８７号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番５－204号駅前プラザ
債務者　川田　和徳
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２８８号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番５－204号駅前プラザ
債務者　川田　美保
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３４８号
埼玉県蓮田市大字根金1326番地　福山通運㈱社宅Ａ－106号
債務者　菊本　裕太
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６５号
埼玉県越谷市蒲生２丁目４番60号　リバーパーク蒲生Ｃ－106
債務者　金子　　玲
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３２４号
札幌市豊平区平岸５条12丁目２番６号　クローバーハイム平岸401号
債務者　新谷ゆかり（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４７号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目４番８－203号
債務者　柏崎　智康
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３１号
札幌市厚別区厚別西４条５丁目６番19号
債務者　鈴木　　哉（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４３号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目５番35号ハイツセルビア102
債務者　松山　智彦
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４４号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目５番35号ハイツセルビア102
債務者　松山絵莉子（旧姓小林・髙橋）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１８号
盛岡市上堂３丁目７番35号　リラク上堂201号
債務者　髙澤　洋介
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第８６号
盛岡市大館町２番21号　エスポワール２－202号
債務者　阿部　りか
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２７号
茨城県行方市青沼841番地14（みなみ原団地Ｎ２－１号室）
債務者　小貫　　修
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第２８号
茨城県行方市青沼841番地14（みなみ原団地Ｎ２－１号室）
債務者　小貫　眞弓
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第６９号
群馬県高崎市金古町1200番地１　野村林アパート１号
債務者　工藤　　舞
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第７０号
群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑4353番地、前住所群馬県甘楽郡甘楽町大字福島413番地13エーデルハイムＢ101号
債務者　永井かおり
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第６３号
千葉県船橋市三山５丁目41番６号　サニーハウス小藤201号、申立時の住所千葉県船橋市高野台１丁目17番９号
債務者　蓮池　香子（旧姓寺井）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係